入　札　公　告

次のとおり一般競争入札に付しますので、独立行政法人国際協力機構一般契約事務取扱細則（平成 15 年 10 月 1 日細則（調）第 8 号）（以下「細則」という。）に基づいて公告します。

2014 年 11 月 20 日

独立行政法人国際協力機構
筑波国際センター
契約担当役　所長　木邨　洗一

１　案件概要

(1) 件　　名：筑波国際センター井水ポンプ更新工事
(2) 場　　所：独立行政法人国際協力機構 筑波国際センター内
茨城県つくば市高野台 3 丁目 6 番
(3) 工事内容：井水ポンプに係る設備の更新・新設(詳細は入札説明書の仕様書による)。
(4) 工　　期：契約締結日（2015 年中旬を想定）から 2015 年 3 月 20 日まで
(5) 入札方法：入札説明書 第 2「仕様書」に基づき、総価（円）をもって行う。
（注）落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は､消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず､見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

２　入札方法

(1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
(2) 入札説明書及びその付属文書に示す条件に基づき、総価（円）をもって価格の比較を行います。
(3) 契約書作成の要否：要
(4) 契約手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨。
(5) 入札保証金及び契約保証金：免除。
(6) その他、詳細は入札説明書によります。

３　競争参加資格

(1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
(2) 次の各号の一に該当すると認められる者であって、その事実があった後 2 年を経過しない者でないこと。
ア. 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ. 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
ウ. 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
エ. 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
オ. 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
カ. 前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
(3) 入札代理人を使用する場合は、(1)及び(2)の規定に該当する者を入札代理人として使用する者
(4) 公示日において、国土交通省または都道府県の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」で工事の種類として「水道施設」又は「建築一式」を保持する者。総合評点の範囲は問わない。
(5) 競争参加資格確認申請時に下見積書を提出できる者。
(6) 当機構から「契約競争参加資格停止措置規程」(平成 20 年規程(調)第 42 号) に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
(7) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後、再認定を受けた者を除く。)でないこと。
(8) 競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者（以下、「応募者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約し、入札書等の提出をもって、誓約したものとします。なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、入札書等を無効とします。
ア. 応募者の役員等（応募者が個人である場合にはその者を、応募者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成 16 年 10 月 25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
イ. 反社会的勢力が応募者の経営に実質的に関与している。
ウ. 応募者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
エ. 応募者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
オ. 応募者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
カ. 応募者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
キ. その他、応募者が茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）に定める禁止行為を行っている。

４　入札説明書の交付

（1）入札説明書等必要な書類は、当機構筑波国際センターホームページの調達情報に掲載するファイルをダウンロードしてください。
（2）上記以外の配布資料はありません。

５　日程

(1)　現場説明会（*出席は任意とし、出席の有無によって競争参加の可否は問わない。）
① 日　　時：2014 年 12 月 2 日（水）午後 3 時
② 集合場所：国際協力機構筑波国際センター管理棟 3 階
説明会に出席する場合は各社 2 名を上限とし、説明会の前日までに必ず連絡すること。
また、説明会では印刷された入札図書の配布は行わないので、事前に各社で用意すること。
(2) 本件入札に関する質問受付期限：2014 年 12 月 4 日（木）正午
(3) 競争参加資格確認の申請受付期限：2014 年 12 月 12 日（金）正午

６　入札会
(1) 日　　時：2014 年 12 月 25 日（火）午前 11 時
(2) 場　　所：国際協力機構筑波国際センター 管理棟 3 階 講義室 2
(3) 入札方法：入札説明書による。

７ 情報の公表について
「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人の役職員経験者の契約相手方への再就職の情報や当該法人との間の取引等の情報を公表することとされたことに伴い、JICAでも同情報の公表を行っています。
つきましては、当機構においてもこれに基づき関連情報を当機構ホームページで公表することとしますので、必要な情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、競争に参加していただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。詳細は、入札説明書及び次のURLをご参照ください。
http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html

以上

入札説明書

【一般競争入札】

件名：筑波国際センター井水ポンプ更新工事

（注）本件入札の参加のためには、競争参加資格の確認が必要となります。本入札説明書の記載内容をよくお読みいただき、所定の期限までに必要な手続を行なってください。競争参加資格の確認を受けない場合は、本入札説明書を受領していても、入札には参加できませんのでご注意下さい。

2014 年 11 月 20 日

独立行政法人国際協力機構

筑　波　国　際　セ　ン　タ　ー

第1　入札内容

「筑波国際センター井水ポンプ更新工事」に係る入札公告に基づく入札等については、独立行政法人　国際協力機構一般契約事務取扱細則（平成15年10月1日細則（調）第8号）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1　公告日

2014年11月20日

2　契約担当役

所長　木邨　洗一

3　競争に付する事項

（1）　件　　名：筑波国際センター井水ポンプ更新工事

（2）　内 容 等：井水ポンプに係る設備の更新・新設
（詳細は入札説明書の仕様書による）。

（3）　工　　期：契約締結日から2015年3月22日（日）まで。

（4）　施行場所：茨城県つくば市高野台3-6
独立行政法人国際協力機構　筑波国際センター

（5）　入札方法：一般競争入札（詳細は入札説明書による）
入札説明書「仕様書」に対する総価（円）を持って行う。
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100（消費税等を除いた金額）に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

4　担当部署等

（1）担当部署

郵便番号305-0074
茨城県つくば市高野台3-6
独立行政法人国際協力機構　筑波国際センター　総務課　（担当：川嶋）
電話　029-838-1113　FAX　029-838-1119
E-mail　Kawashima.Junya@jica.go.jp

(2) 書類授受・提出場所、送付先

ア. 持参の場合

書類の授受・提出場所は、上記(1)となります。

書類の授受は次の受付時間に限ります。

受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10 時から午後5 時

（午後0時30分から午後1時30分の間を除く）

イ. 郵送の場合

送付先を総務課宛としてください。提出期間内の必着とします。提出期限に時間指定の記載がない場合は、受付時間どおり午後５時までとします。理由の如何を問わず、提出期間内に当機構まで接到しなかった場合の責任は当機構は負いません。また、締め切りを過ぎて接到した書類は無効とします。

開封しなくとも内容が確認できるよう、封筒の表に案件名、内容物を記入してください。

ウ. FAX の場合

FAX での提出を可としている提出物の場合は、FAX 送信後に必ず電話で接到を確認してください。接到しなかった場合の責任は当機構は負いません。

エ. Email の場合

Email での提出を可としている又は指定している場合は、(1)のアドレスにEmailで提出してください。その他のアドレスへの送付はご遠慮ください。

5　競争参加資格

(1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 次の各号の一に該当すると認められる者であって、その事実があった後 2 年を経過しない者でないこと。

ア. 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ. 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

ウ. 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ. 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者

オ. 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ. 前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 入札代理人を使用する場合は、(1)及び(2)の規定に該当する者を入札代理人として使用する者

(4) 公示日において、国土交通省または都道府県の「経営規模等評価結果通知書・総

合評定値通知書」で工事の種類として「水道施設」又は「建築一式」を保持する者。総合評点の範囲は問わない。

(5) 競争参加資格確認申請時に下見積書を提出できる者。

(6) 当機構から「契約競争参加資格停止措置規程」(平成 20 年規程(調)第 42 号) に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。

(7) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後、再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(8) 競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者（以下、「応募者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約し、入札書等の提出をもって、誓約したものとします。なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、入札書等を無効とします。

ア. 応募者の役員等（応募者が個人である場合にはその者を、応募者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成 16 年 10 月 25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 反社会的勢力が応募者の経営に実質的に関与している。

ウ. 応募者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

エ. 応募者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

オ. 応募者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

カ. 応募者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

キ. その他、応募者が茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）に定める禁止行為を行っている。

6　競争参加資格の確認等

（1）　本競争の参加希望者は、参加の意思及び上記 5 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、下記③の書類等を提出し、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければなりません。なお、期限までに必要な書類等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができません。

① 提出期間：2014 年 11 月 25 日（火）から 2014 年 12 月 12 日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時。最終日は正午期限ですので、ご注意ください。

② 提出場所：上記 4 に同じ

③ 提出書類等：

イ）確認申請書

・競争参加資格確認申請書（様式 1）

・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写）

・返信用封筒（切手貼付、申請者の住所・氏名を記載）

ロ）下見積書：様式 4 参照。なお、入札書に記載する金額は、下見積書に提示した金額より下回る金額としてください。

④ 提出方法：持参または郵送（郵送の場合は上記①の期間内に到着するものに限る）（FAX、Email 不可）

(2) 下見積書は、競争参加資格確認申請書と同時に提出してください。下見積書には算出単価及び総価を記載し、商号または名称及び代表者氏名を記載し押印してください（任意様式）。下見積書提出後に内容について説明を求められた場合はこれに応じていただきます。入札書に記載する金額は下見積書に提示した金額と同じか、それ以下の金額としてください。

(3) 競争参加資格の確認の結果は 2014 年 12 月 16 日（火）付までの文書をもって郵送にて通知します。2014 年 12 月 17 日（水）正午までに結果が通知されない場合は、上記 4 にお問い合わせください。

(4) その他

① 申請書の提出に係る費用は、申請者の負担とします。

② 申請書を提出する際には、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、所定の料金（82 円）の切手を貼った長 3 号または同等の大きさの封筒を申請書と併せて提出してください。

③ 提出された申請書を、競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用することはありません。

④ 一旦提出された申請書等は返却しません。また、提出期限以降の差し替え、再提出は認めません。

⑤ 申請書に関する問い合わせ先は、上記 4 に同じです。

7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当役に対して競争参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができます。

① 提出期間：2014 年 12 月 18 日（木）正午まで
② 提出場所：上記 4 に同じ
③ 提出方法：書面の提出は、持参、郵送または Email を可とします。

(2) 契約担当役は、説明を求めた者に対し、2014 年 12 月 19 日（金）付書面により回答します。

8 入札説明書等に対する質問

(1) 仕様書の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式 3、商号または名称、担当者名及び担当者の連絡先（電話、Email）を必ず記載してください）により提出して下さい。

① 提出期間：2014 年 11 月 25 日（火）から 2014 年 12 月 4 日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時。最終日は正午期限ですので、ご注意ください。
② 提出場所：上記 4 に同じ
④ 提出方法：Kawashima.Junya@jica.go.jp に【質問】とタイトルに入れ、電子データで提出してください。当方より受信確認メールを返信いたします。
⑤ (1) の質問に対する回答書は、次のとおりホームページにて行います。
⑥ 2014 年 12 月 11 日(木)午後 5 時までにホームページにて回答します。
http://www.jica.go.jp/chotatsu/domestic/tsukuba/koji2014.html
⑦ 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。また、質問がない場合にも訂正が生じることがあります。いずれも「質問回答」欄に掲載しますので、本件競争参加希望者は、質問提出の有無にかかわらず、必ずご確認ください。入札金額は、掲載した全ての回答・訂正が反映されたものと見なされます。
⑧ 質問回答は、掲載後に追加されて再掲載することがありますので、入札会までに必ず確認してください。

9 現場説明会の開催

(1) 日時：2014 年 12 月 2 日（水）午後 3 時
(2) 開催場所：茨城県つくば市高野台 3-6
独立行政法人国際協力機構 筑波国際センター 管理棟 3 階
(3) 参加希望者：1 社につき 2 名までとし、2014 年 12 月 1 日(月)正午までに【井水ポンプ現場説明会】とタイトルに入れ、「件名、出席の希望、人数、社名及び代表出席者名」を明記して、Kawashima.Junya@jica.go.jp に Email で連絡願います。当方より受信確認メールを返信いたします。尚、事前連絡なしでも参加可能です

が、席が不足する場合等ございます。

10 辞退書の提出

（1） 資格の確認を受けた者が競争参加を辞退するときは、次に従い辞退書（様式2）を提出してください。

① 提出期限：2014 年 12 月 24 日（水）正午

② 提出場所：上記 4 に同じ

③ 提出方法：書面の提出は、提出場所へ持参または郵送等送付（ただし、①の期限までに必着）により行うこととします。

（2） （1）の手続きにより競争参加を辞退した者は、これを理由として以後の資格の確認等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

(3) その他

①辞退書の提出に係る費用は、提出者の負担とします。

②提出された辞退書は、返却しません。

③提出期限以降における辞退書の取り消しは認めません。

④辞退書に関する問い合わせ先は、上記４．参照。

11 入札執行日時及び場所等

（1） 日時：2014 年 12 月 25 日（火）午前 11 時

場所：茨城県つくば市高野台 3-6

独立行政法人国際協力機構　筑波国際センター　管理棟 3 階講義室 2

（2） 必要書類：入札参加に当たっては、以下の書類をご準備ください。

① 競争参加資格確認通知書（写）1 通

② 委任状　1 通（代表権を有する者が出席の場合は不要。様式 5）

③ 入札書（様式 6）及び封筒 3 通（最大入札回数 3 回）

12 入札方法等

（1） 持参とし、郵送または電送による入札は認めません。

（2） 入札金額は第 2「仕様書」に対する総価（円）をもって行います。

（3） 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8（消費税等）に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた金額）をもって落札価格とします。従って、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100（消費税等分を除いた金額）に相当する金額を入札書に記載してください。

（4） 入札書は入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名捺印し、封入

のうえ、入札担当係員の指示に従い入札箱に投入してください。
① 代表権を有する者自身による場合は、その氏名及び職印
② 代表権を有する者以外の者による場合は、委任状を提出のうえ、受任者氏名及びその者の印

(5) 入札に参加できる者は原則として各社 1 名とし、これ以外の者は入札場所に立ち入ることはできません。

(6) 入札者は、一旦提出した入札書を引換、変更または取消すことが出来ません。

(7) 入札保証金は免除します。

13 入札の無効

(1) 上記 5 に掲げる競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに本入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、その入札者は失格となります。無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すこととします。

(2) 契約担当役により競争参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において、措置要領に基づく指名停止措置を受けている等、上記に掲げる資格のない者は、競争参加資格がない者として取り扱います。

(3) 入札執行開始時刻に、間に合わなかった者は失格とします。

(4) 次に掲げる入札書は無効となり、その入札者は失格となります。
① 入札書に入札者の記名、捺印が欠けているとき。代理人による場合は、委任状で届出があった代理人の印と同一の捺印が欠けているとき。
② 入札金額が訂正してあり、訂正のための入札者の印が押されていないとき。
③ 誤字、脱字、汚染等により、判読ができないとき。
④ 入札件名が違っているとき。
⑤ 条件が付されているとき。
⑥ 再入札において、入札金額が前回までの入札における最低額と同額以上の入札をしたとき。
⑦ 競争参加資格のない者が行った入札。
⑧ 他者の競争参加を妨害した者の入札。
⑨ 入札執行者等の職務執行を妨げた者の入札。
⑩ その他、談合等不正行為をなした者の入札。

14 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限内の範囲内で最低の価格を持って入札した者を落札者とします。

(2) 落札者となるべき同価の入札をなしたる社が 2 人以上あるときは抽選により落札者を決定します。

(3) 開札の結果、入札者全ての入札金額が予定価格を超える場合には再入札を行

います。再入札を 2 回まで行っても落札者がないときは、入札を打ち切り、入札金額の最も低い者から、順次随意契約の交渉を行います。

15　入札会手順等

(1)　入札会の手順

①入札案件名の確認：

・各出席者は競争参加資格確認通知書写しを提出し、入札事務担当者が入札案件名を確認します。

②入札会出席者氏名の確認：

・入札事務担当者が入札会出席者名簿を回付し、各出席者へ署名を求めます。

③委任状の受理（代表権を有する者が出席の場合は不要）：

・各出席者は、様式 5 の書式による委任状を提出します。

④入札会出席者氏名、委任状の内容確認：

・入札事務担当者が、上記②、③の書類の記載内容を確認します。

⑤入札書の投入：

・各出席者は、様式 6 の書式による入札書を封入の上、入札箱へ投入します。

⑥開札及び入札書の内容確認：

・入札事務担当者が、投入された入札書の記載内容を確認します。

⑦入札金額の発表：

・入札事務担当者が、入札金額を低い順番から読み上げます。

⑧予定価格の開封及び入札書との照合

・入札執行者が、予定価格を開封し最低入札金額と照合します。

⑨落札業者の発表

・入札執行者が、「落札」または「不調」を発表します。

なお、不調の場合には直ちに再入札を行います。再入札を２回まで行っても落札者がないときは、入札を打ち切り、入札金額の最も低いものから、順次随意契約の交渉を行います。

(2)　入札途中での辞退

「不調」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように入札書金額欄に「入札金額」の代りに「辞退」と記載し、入札箱に投入してください。

金			辞				退			円

16　見積書の提出、契約書作成及び締結

(1)　落札者と決定された者は、速やかに見積書及び見積内訳書を提出するものとします。当該書類は確認後、契約書附属書契約金額内訳書と改めたうえで再度提出するものとします。

(2)　第 3「契約書（案）」を基本として、速やかに契約書を作成し、入札日から 2 週間以内を目途として締結するものとします。契約保証金は免除します。

(3)　契約条件、条項については、契約書（案）を参照してください。

17 その他

（1） 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

（2） 本入札説明書は、日本国の法律に準拠し、解釈されるものとします。

（3） 入札結果については、入札参加社名、入札金額等を当機構ホームページ上で公表します。

（4） 国際協力機構一般契約事務取扱細則は、以下のサイトにて公開中です。
http://association.joureikun.jp/jica/act/frame/frame110000077.htm

18 密接な関係にあると考えられる法人との契約にかかる情報の公表について

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づき、行政改革推進本部事務局から、独立行政法人が密接な関係にあると考えられる法人と契約する際には、当該法人への再就職の状況や取引高などの情報を公表することが求められています。

つきましては、当機構においてもこれに基づき関連情報を当機構のホームページで公表することとしますので、必要な情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

（1） 公表の対象となる契約

当機構との間に締結する契約のうち、次に掲げるものを除く。

① 当機構の行為を秘密にする必要があるとき

② 予定価格が次の基準額を超えない契約

イ）工事又は製造の請負の場合、250 万円

ロ）財産の買入れの場合、160 万円

ハ）物件の借入れの場合、80 万円

ニ）上記以外の場合、100 万円

③ 光熱水料、燃料費及び通信費の支出に係る契約

（1） 公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方

① 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

② 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の３分の１以上を占めていること（総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績によることとする）

（2） 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します 。

① 当機構の役員経験者又は当該契約相手方の役員等として再就職している当機構課長相当職以上経験者の氏名、契約相手方での現在の職名及び当機構における最終職名

② 契約相手方の直近 3 ヵ年の財務諸表における当機構との間の取引高
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
イ）３分の１以上２分の１未満
ロ）２分の１以上３分の２未満
ハ）３分の２以上
④ 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 公表の時期

契約締結日以降、所定の日数以内（72 日以内。ただし、4 月締結の契約については 93 日以内）に掲載することが義務付けられている。

(4) 情報提供の方法

契約締結時に所定の様式を提出していただきますので、ご協力をお願いします。詳細は、次のページをご参照ください。

http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/corporate.html

以　上

第２　仕様書

１．工事概要

設置から 16 年を経過した井水ポンプ及び周辺機材の更新を行う。

【更新機材】

(1) P-1 ポンプユニット（送水ポンプ）並列交互運転方式

(a) 給水量：752L/min 以上　全揚程：20.0m 以上

(b)ポンプの架台を新規調達

(c)ポンプ室内の管・弁・制御盤等すべて更新

(d)ポンプ室外は井水槽吸入口側の管、弁等すべて更新

(e)送水側の露出している管を更新

(2)P-2 ポンプユニット（水中ポンプ）

(a)吐出量：275L/min 以上　全揚程：45.0m 以上

(b)井戸内の管、弁等、電気ケーブル、およびポンプ室内制御盤更新

(c)井水槽への送出口側の管、弁等すべて更新

（送出経路は現在一旦ポンプ室内に入っているが、直接井水槽へ出す）

【新規調達設備】

(1)警報送受信機：エネルギーセンターへアラーム信号を送受信する

(2)警報盤：エネルギーセンター設置

(3)ポンプ室内照明：LED、ドア付近の手動スイッチにより操作

(4)ポンプ室外照明：LED、周囲の明るさにより自動点灯/消灯する常夜灯

２．詳細は以下の別添書類を参照のこと。

(1) 特記仕様書

(2) 外部配管平面図

(3) ポンプ室廻り平面図

(4) 電気・計装図

(5) 機材仕様明細書

以　上

第３　様式集

次の場所よりダウンロードして下さい。
国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式　一般競争入札：総合評価落札方式（国内向け物品・役務等)」（http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html）

(1) 競争参加資格確認申請書
(2) 共同企業体結成届
(3) 同意書
(4) 質問書
(5) 委任状
(6) 入札書
(7) 辞退書

本件については、ダウンロードした様式の、次の項目を変更してから使用してください。

・契約担当役（宛先）:
独立行政法人国際協力機構
筑波国際センター
契約担当役
所長　木邨　洗一
・国契番号：
不要

以上

第４　契約書案

工 事 請 負 契 約 書

1　工事名：筑波国際センター井水ポンプ更新工事

工事実施場所：茨城県つくば市高野台 3-6
独立行政法人　国際協力機構　筑波国際センター

2　工事内容：井水ポンプ更新工事及び付帯する工事

3　契約期間
工事期間　　：2015 年 1 月●日（●）より 2015 年 3 月 22 日(日)まで
竣工確認検査：2015 年 3 月 25 日（水）まで
契約履行期間：2015 年 1 月●日（●）より 2015 年 3 月 31 日(火)まで

4　請負代金額：　　円（内消費税等　　円）
上記消費税等は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出した額である。

5　仕様：別添仕様書の通り

6　契約保証金：免除

上記業務について、独立行政法人国際協力機構　筑波国際センター　契約担当役　所長　木邨　洗一　を発注者、株式会社〇〇〇〇　代表取締役　〇〇〇〇を受注者として別添「工事契約約款」の各条項により請負契約を締結する。
本契約締結の証として本契約書を二通作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自一通を保有する。

2015 年　月　　日

発注者：茨城県つくば市高野台 3-6
独立行政法人国際協力機構　筑波国際センター
契約担当役　所長　木邨　洗一

受注者：(住所)
株式会社〇〇〇〇
代表取締役　〇〇〇〇

工事契約約款

第１章　　総　　則

（工事の施工及び完了）

第１条　受注者は、この契約書に定めるもののほか、別紙仕様書に基づき、信義を重んじ、誠実に本契約を履行するものとし、契約書記載の請負代金額をもって、工事期間内に工事を完了しなければならない。

（用地の確保）

第２条 発注者は、工事の施工に必要と認められる用地を、発注者の現場敷地内に確保し、受注者に貸与すものとする。

（工事計画等）

第３条 受注者は、この契約締結後７日以内に仕様書に基づいて工事計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

2. 受注者は、工事推進体制及び、保安に関する連絡体制を明確にしなければならない。

（権利義務譲渡等）

第４条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

（機密保持等）

第５条　受注者は、この工事によって知り得た一切の事項について、発注者の承諾なしにこれを漏らし又は譲渡若しくは貸与してはならない。

（談合等不正行為に対する措置）

第６条　受注者（共同企業体であっては、その構成員）が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は発注者の請求に基づき契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を談合等不正行為にかかる違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（1）本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条に規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき

(2) 本契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の３又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき

2. 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払いを請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の違約金を発注者に支払わなければならない。

3. 受注者が第１項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年(365日とする。)5.0パーセントの割合を乗じて計算した遅延損害金を受注者より徴収することができる。なお、端数計算については第9条に準ずるものとする。

4. 本条の各規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

第２章　工事の施工

（委任・下請負）

第７条　受注者は、この契約の履行に係る工事全部又は主体的部分を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

2. 前項の承諾を受けた場合であっても、受注者は受任者又は下請負人の行為につき、発注者に対し一切の責を負うものとする。

（監督職員）

第８条　発注者は、筑波国際センター次長を監督職員と定める。

2. 監督職員は、本契約書、仕様書等に基づき、受注者の履行状況について、随時工事の工程管理、立会、及び必要な試験、検査を行い、又受注者の現場責任者に対して、必要な承認又は指示を与える。

（現場責任者）

第９条　現場責任者又は管理技術者（現場責任者と兼ねることができる）を定め、その氏名を書面により発注者に提出し、発注者の承認を受けるものとする。これを変更したときも同様とする。

2. 現場責任者は、工事施工に関し作業運営・取締を行うほか、発注者の監督職員の指示に従い、現場工事に関する一切の事項を統括しなければならない。

3. 発注者は、現場責任者等が工事の施工又は管理について著しく不適当と認められるときは、受注者に対し必要な措置をとるべきことを求め、又はその交替を求めることができる。

（人員の交替）

第１０条　発注者は、現場従業員等で、工事の実施について著しく不適当と認められるときは、受注者に対し必要な措置をとるべきことを求め、又はその交替を求めることができる。

（工事材料の品質）

第１１条　工事材料は、この仕様書にＪＩＳ等の品質規格を定めているものはこれにより、定めのないものについては、これに類する品質規格を有し、かつ、本件工事に適合するものを使用しなければならない。

（工事の変更・中止）

第１２条　発注者は、必要と認めるときは、本工事の変更又は一時中止を受注者に指示することができる。

2. 発注者は、本工事を変更又は一時中止をしようとするときは、その旨を文書をもって受注者に通知する。この通知により、請負代金額又は工期に影響を及ぼす場合は、発注者受注者協議して請負代金額及び工期を決定する。

3. 受注者は、発注者より文書による本工事の一時中止の指示があったときは、当該部分の作業を一時中止しなければならない。当該中止が本工事の請負代金額又は工期に影響を及ぼす場合は、前項に準じて処理する。

（不可抗力等）

第１３条　天災、地変、風水害その他受注者の責に帰することのできない事由により、本工事の範囲、請負代金額又は工期に変更が生じたときは、発注者・受注者協議のうえ請負代金額及び完成期日の変更についてこれを定める。

（臨機の措置）

第１４条　受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受注者は、あらかじめ監督職員の意見をきかなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2. 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を遅滞なく書面により監督職員に通知しなければならない。

3. 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを求めることができる。

4. 受注者が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとつた場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。この場合における発注者の負担額は、発注者受注者協議して定める。

（一般的損害）

第１５条　工事目的物の引き渡し前に、工事目的物または工事用資機材について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（第 14 条に規定する損害を除く）は、受注者の負担とする。ただし、その損害のうち、発注者の責に帰すべき事由によって生じたものについては、発注者がこれを負担する。この場合において、損害をてん補するものがある時は、発注者受注者協議して発注者の負担額を定めるものとする。

（第三者に及ぼした損害）

第１６条　受注者は、本工事の施工にあたり、受注者に帰すべき事由により発注者（発注者が使用する他の委任及び請負者を含む）及び第三者の身体、生命又は財産に損害を与えたとき、ならびに施工のため第三者との間に紛争を生じたときは、受注者の責任において一切の処置を行うものとし、発注者にいささかの累も及ぼしてはならない。ただし、発注者に故意又は重大な過失のある場合はこの限りではない。

（検査・引渡）

第１７条　受注者は、工事を完了したときは、遅滞なく発注者に完了届を提出し、発注者の検査を受けなければならない。

2. 発注者は、受注者から前項の完了届を受理したときは、速やかに検査を行い、工事目的物の引渡を受けるものとする。

（請負代金額の支払）

第１８条　受注者はこの契約に係る工事の全部又は発注者が指定した一部を完了し、発注者の検査に合格した場合は、請負代金額の支払いを発注者に請求することができる。

2. 発注者は前項の規定による支払い請求があったときは、請求書を受理した日から起算して 30 日以内に請負代金額を受注者に支払わなければならない。

（履行遅滞による損害金等）

第１９条　発注者は、受注者の責に帰すべき事由により、期限内に工事を完了することができない場合において、工期経過後相当の期間内に完了する見込みがあるときは、受注者から損害金を徴収して工期を延長することができる。

2. 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、請負代金額から既済部分に相当する請負代金額を控除した額につき、年 5 パーセントの割合で計算した額とする。

3. 受注者は、発注者に帰すべき事由により、第 18 条第２項の規定による期日までに請負代金額の支払いが遅れた場合は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 5 パーセントの割合で計算して得た遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（発注者の解除権）

第２０条　発注者は、受注者が次の各号の一に該当する理由が生じたときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

⑴ 受注者の責により、工期内又は工期経過後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと認められるとき。

⑵ 受注者が正当な理由なしに所定の期日が過ぎても、工事に着手しないとき。

⑶ 契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

⑷ 受注者の都合により解約を申し出たとき。

⑸ 前各号のほか、発注者の都合によるとき。

2. 受注者は、前項第 5 号以外の理由により契約が解除された場合は、違約金として請負代金額の 100 分の 10 に相当する金額を発注者の指定する期日内に発注者に支払う。

（受注者の解除権）

第２１条　受注者は、次の各号の一に該当する理由が生じたときは、契約の全部、又

は一部を解除することができる。

⑴ 第12条第１項の規定により工事内容を変更したため請負代金額が３分の２以上減少したとき。

⑵ 第12条第１項の規定による工事中止の期間が工期の２分の１以上に達したとき。

⑶ 発注者が契約に違反し、かつ、その違反によって工事を完成することが不可能となったとき。

2. 前項の規定により受注者が契約を解除した場合は、前条第 2 項の規定を準用する。

（契約解除に伴う措置）

第２２条　第 20 条第１項第 4 号及び第 5 号並びに前条の規定により契約を解除したときは、受注者は、工事中の目的物を発注者に引き渡さなければならない。

2. 受注者は、前項の場合、発注者の指示がない限り工事用材料、設備等の撤収、原状回復等の措置をとらなければならない。

3. 発注者は、前２項の措置が完了した後、工事既成部分で検査に合格した部分に対し、当該部分の請負代金額に相当する額を受注者に支払わなければならない。

（瑕疵担保）

第２３条　工事目的物に瑕疵がある時は、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めて、その瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは、修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2. 前項の規定による瑕疵の修補又は、損害賠償の請求は第 16 条第１項の規定による検査に合格した日から 2 年間とし、請求があったときは遅滞なくこれを行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意、又は重大な過失により生じた場合には、当該請求することのできる期間は 10 年間とする。

（契約の公表）

第２４条　受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の氏名及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。

2. 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当場合には、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。

（1） 発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること又は発注者において課長相当職以上の職を経験し、かつ受注者の役員等と

して再就職していること

（2）発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

3. 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。

（1）第 2 項第 1 号に規定する再就職者に係る情報（氏名、現在の役職、発注者における最終職名）

（2）受注者の直近 3 ヵ年の財務諸表における発注者との間の取引高

（3）総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

（紛争の解決）

第２５条　この契約に関して、発注者と受注者との間に紛争が生じたときは、発注者受注者誠意をもって解決を図るものとする。

（補則）

第２６条　この契約に定めのない事項については必要に応じ発注者受注者協議して、これを定めるものとする。

以上

平成２６年度

筑波国際センター

井戸･井水ポンプ更新工事

（参考資料）

章	項　目	特　記　事　項
□ 1. 空調設備概要		（ ■ 印の付いたものを適用する） （概要を示すもので仕様を特定するものではない）
	□ 1）熱源設備	□冷凍機（ □ターボ □スクロール式 □吸収式 □スクリュー式 ） □直焚冷温水発生機（ □ガス □油 ）　□蒸気式冷温水発生機 □温水ボイラ（ □鋼製 □鋳鉄製 □減圧型 ） □蒸気ボイラ（ □鋳鉄製 □炉筒煙管式 □貫流式 ） □ヒートポンプ（ □スクロール式 □スクリュー式 □氷蓄熱ユニット ）
	□ 2）空調設備	□全ダクト式 □ファンコイルユニット、ダクト併用 □パッケージ（ □マルチ □シングル □リモコン型 ）
	□ 3）排煙設備	□自然排煙方式（　　） □機械排煙方式（　　）
	□ 4）自動制御	□空調（ □電気式 □電子式 □ＤＤＣ式 □空気式 ） □防煙ダンパー（ □電気式 □空気式 □機械式 ） 起動方法（　　）
	□ 5）その他	□ FF式暖房機（灯油）　□ 扇風機
□ 2. 給排水衛生設備概要		（ ■ 印の付いたものを適用する） （概要を示すもので仕様を特定するものではない）
	□ 1）給水設備	飲料水（ □ 市水 □ 井水 ） 雑用水（ □ 市水 ■ 井水 □ 中水 □雨水 □工事用水 ） □水道直結式 □高置タンク式 □圧力タンク式 ■ポンプ圧送式
	□ 2）給湯設備	□個別式 -- 熱源（ □電気 □ガス □蒸気 ）□ 貯湯式 □ 瞬間式 □ ヒートポンプ式 □中央式 -- 熱源（ □電気 □ガス □蒸気 □油 ）□ ヒートポンプ式
	□ 3）排水設備	建家内の汚水と雑排水（ □ 分流式 □合流式 ） □再利用装置（ □ 有 □ 無 ） □汚水　（ □ 公共下水道 □ 浄化槽 ） □雑排水（ □ 公共下水道 □ 浄化槽 □側溝 ） □雨水　（ □ 公共下水道 □ 浄化槽 □側溝 ）
	□ 4）ガス設備	□都市ガス　　□ＬＰＧ
	□ 5）消火設備	□屋内消火栓 □屋外消火栓 □連結送水管 □スプリンクラー □連結散水 □水噴霧消火 □泡消火 □炭酸ガス消火 □粉末消火 □フード用簡易自動消火 □防火水槽 □消火器 □N2 □新ガス
	□ 6）浄化槽設備	□大臣認定品　　□築造型（個別認定品）
	□ 7）厨房設備	□電気　　□ガス
	□ 8）その他	□
■ 3. 一般共通事項	■ 1）適　用	1）特記事項のうちで選択する事項は ■印を適用する。
	■ 2）定　義	1）この特記仕様書は本工事の仕様についての特記である。 2）ここで述べる設計図書とは質疑回答書・現場説明書・特記仕様書・設計図書の総称である。
	■ 3）仕様の指示	1）本工事の仕様について設計図書に記載（指示）のない場合は下記仕様書の最新版による。 ■ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）〈（社）公共建築協会　発行〉 ■ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）〈（社）公共建築協会　発行〉 （以下、「標仕」という。） □ 建築工事標準仕様書・同解説〈（社）日本建築学会　発行〉（以下、ＪＡＳＳという。）
	■ 4）優先順位	本工事の仕様適用に対する優先順位は下記の通りとする。 ① 質疑回答書　② 現場説明書　③ 特記仕様書 ④ 設計図書　⑤ 標仕およびその他の仕様書
	■ 5）疑義に対する協議と記録	設計図書に不備・不明の箇所を発見し、または疑義が生じたときは直ちに監理者と協議し、その協議の結果について監理者の認証付の記録書を作成しておくものとする。
	■ 6）官公署等への手続き	本工事に関係ある法令、（条例等を含む広義の法を指す。以下、同じ）を遵守し、必要ある届出、手続きは すべて請負者が行う（但し、建築確認申請は除く）。 その手続きに関する費用は請負者負担とする。
	■ 7）別契約の関連工事	別契約の関連工事については、監理者の指示により、当該工事関係者と協力し、工事全体の円滑な進捗を図る。
	□ 8）支給材料	支給材料・機器および貸与品は、下記リストによる。 □
	■ 9）発生材の処理	□ 指示された場所に整理（残材調書を添えて引渡す。） ■ 産業廃棄物として、関係法令に従い、かつ行政庁の指導をうけ承諾をうけた場所に搬出適切に処理。
	■10）第三者損害に対する配慮	本工事の施工により騒音、振動、塵あい、地盤沈下、道路損傷、通行障害等近隣に及ぼす公害が発生しないよう、各種法令を遵守し関連官公庁の指導をうけて進めること、万一損傷その他の危害 が発生した場合は、請負者の負担により 速やかに補修および補償をすること。
	■11）材　料	使用する材料および寸法等はＪＩＳおよびＪＡＳＳの規格品とし本特記仕様書で指定されたメーカーおよび材料以外を使用する場合は同等とし、予め監理者に申し出て承諾をうける。 1）本工事に使用する建材は、原則として「ゼロアス」の製品・資材とすること。 「ゼロアス」：アスベスト含有０% 2）代替品が無い等の理由により、1）以外の製品・資材を使用する場合には、監理者の承諾を得ること。 3）竣工引渡し書類の「環境配慮事項まとめファイル」にゼロアスも含めてＭＳＤＳ（製品安全データシート）を入れ、監理者に内容確認の上、施主へ提出・報告する。
	■12）材料試験	工事に使用する材料のうち、設計図書に定められたもの、または監理者の指示のあるものは、公的試験所または監理者の認める試験所で試験を行い、その試験成績書を監理者に提出して、確認を受けなくてはならない。なお、これに要する費用は請負者の負担とする。
	■13）立会い	本工事の施工にあたって、監理者の立会いを受けなければならない項目は下記のものとする。 ■ 指示された施工または試験 ■ 各法令に基づく諸官庁の検査
	■14）検　査	本工事の施工にあたって、監理者の検査を受け、承諾を得なければならない項目は下記のものとする。 ■ 指示された材料、製品および機器の検査 ■ 指示された工程完了時点での中間検査 ■ 竣工検査
	■15）工事区分	取り合い工事区分は、別紙工事区分表とする。 設備機器の位置、取り合いなどの検討できる資料を関連機器と調整の上、総合図を提出し、監理者の承諾をうける。
	■16）提出書類	工事の準備・着工・進行・完成に際して、下記に指示する図書については延滞なく作成し、監理者に提出すること。 提出部数　■３部（発注者・監理者用・施工者控用）　□
	■ 着工時	■工事請負契約書写　■請負代金内訳書　■損害保険証書写 ■工事着手届　■主任技術者および現場代理人届 ■専門技術者届　■工事現場編成届　□現場常駐員届 ■工事工程表　■仮設計画図
	■ 工事中	■下請業者承諾願および一覧表 ■機器・材料製造者承諾願および一覧表 ■工事記録報告書 □日報　■週報　□月報　□工事進捗度 □就業状況　■搬入材、使用材状況　■工事記録写真 ■施工計画書　■施工要領書　■施工図・機器製作図　□総合図 ■試験・検査報告書　■現場打合わせ記録 ■申請・届出書類一覧表および同控 ■出来高調書および承諾願・請求書　■変更工事見積書 ■自主検査報告書　■工事完了届　■竣工引渡書および受領書 ■図書明細書および受領書 ■検査済証　■使用許可書　■申請書・届出書　■保証書 ■機器取扱説明書 □備品類明細書および受領書 □鍵および鍵箱　□備品　□予備品　□工具および工具箱 □保安工事図 ■竣工図 ■原図　■製本　■Ａ３判縮小製本　■修正CADデータ（CD・ＲＯＭ） □施工図製本　■竣工写真（指定アルバム）
	■17）工事保証	竣工引渡し後、瑕疵の担保期間内において工事不良のため生じた損害は、請負者の負担において、敏速、丁寧に復旧するものとする。
	■18）現場代理人の資格	つぎの資格を有するものとする。 ■管工事施工管理技士（ □1級　■2級） □建築設備士
	■19）技能士の適用	本工事に当該職種別技能士を適用する。 ■配管技能士　□冷凍空気調和機器施工技士 ■熱絶縁施工技能士（保温工事）□建築板金技能士（ダクト製作及び取り付け）
	□20）監理者事務所	□ 設ける（ □ 敷地内　□ 敷地外）□ 設けない （備品　　）
	■21）工事用水	施設内既存の施設 □利用できない ■利用できる（ □有償　■無償）
	■22）工事用電力	施設内既存の施設 □利用できない ■利用できる（ □有償　■無償）
	■23）工事用仮設物	構内に設けることが　□できる　■できない
	■24）残土処分	■構外に搬出適切処理 □構内指示の場所に敷場し整地 □構内指示の場所に堆積
	■25）埋め戻し	■根切り土の中の良質土（ただし管の周囲は山砂） □山砂の類
	□26）特記事項	□ □ □ □ □
■ 4. 共通工事仕様	□ 1）案内板	機器等の取り扱い方および重要な定期点検項目を書いたアクリル樹脂製の案内板を設ける。
	□ 2）測定表	温度、湿度、風量（排煙風量含む）、水量、騒音、振動の測定表を提出する。 （測定項目、個所は監理者の指示による）
	■ 3）機器仕様	機器は特記なき限り製造者標準仕様とする。
	■ 4）試　算	機器については施工図に基づき請負者において静圧・揚程・騒音・振動・耐震補強などをチェックし、監理者の承諾を得て施工する。
	■ 5）電動機	換気扇、圧力扇、厨房機器その他これらに類するものの電動機の保護規定は、製造者規格による標準品としてよい。
	■ 6）電源周波数	■５０Ｈｚ　□６０Ｈｚ
	■ 7）耐震措置	機器、配管、風道等は耐震を考慮し堅固にすえ付け、取付または支持を行う。 耐震措置の計算および施工方法は、次に掲げる事項以外、すべて建築設備耐震設計施工指針（国土交通省国土技術政策研究所、独立行政法人建築研究所監修　最新版）による 1）設計用水平地震力ＦＨは、機器の重量（自由平面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効重量）に、地域係数Ｚおよび次に示す設計用標準震度ＫＳを乗じたものとする。地域係数Ｚはその都度調べること。 2）設計用地震力（水平及び鉛直）は次の設計用標準震度ＫＳを用いて計算する。 （下表中の数値は、固定機器／防震支持の機器／水槽類を示す） 3）設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の１／２とした値とする。 □ 特定の施設におけるＫＳ

設置場所	地階及び１階	中間階	上層階、屋上及び塔屋
重要機器	1.0 ／ 1.0 ／ 1.5	1.5 ／ 1.5 ／ 1.5	2.0 ／ 2.0 ／ 2.0
重要以外	0.6 ／ 1.0 ／ 1.0	1.0 ／ 1.5 ／ 1.0	1.5 ／ 2.0 ／ 1.5

■ 一般の施設におけるＫＳ

設置場所	地階及び１階	中間階	上層階、屋上及び塔屋
重要機器	0.6 ／ 1.0 ／ 1.0	1.0 ／ 1.5 ／ 1.0	1.5 ／ 2.0 ／ 1.5
重要以外	0.4 ／ 0.6 ／ 0.6	0.6 ／ 1.0 ／ 0.6	1.0 ／ 1.5 ／ 1.0

※特定・一般の判別に関しては、［建築大臣官房官庁営繕部監修　官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説］にて確認する。

4）重要機器は次のものを示す
■ 給水装置　□ 排水装置　□ 換気機器　□ 空調機器
□ 熱源機器（火を使用するもの）　□ 防災設備
□ 危険物貯蔵装置　□ 火を使用する設備　□ 避難経路上に設置する機器
□

5）各種吊金物
■ 鋼材に固定する金物は、挟み込形状のものとし、振動により脱落しない構造とする。
■ 振止め材は固定状況により適正な位置に設けること。
■ 振れ止め金具はボルト固定タイプとし、繰り返しの振動に対し、必要十分な耐力を持つこと。

■ 8）構造安全性　建築物に設ける建築設備にあっては、構造耐力上安全なものとして以下の構造方法による。
□ 建築設備（昇降機を除く。）、建築設備の支持構造部及び緊結金物は、腐食又は腐朽のおそれがないものとすること。
□ 屋上から突出する水槽、煙突、冷却塔その他これらに類するものは、支持構造部又は建築物の構造耐力上主要な部分に、支持構造部は、建築物の構造耐力上主要な部分に、緊結すること。
□ 煙突の屋上突出部の高さは、れんが造、石造、コンクリートブロック造又は無筋コンクリート造の場合は鉄製の支柱を設けたものを除き、90cm以下とすること。
□ 煙突で屋内にある部分は、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを5cm以上とした鉄筋コンクリート造又は厚さが25cm以上の無筋コンクリート造、れんが造、石造若しくはコンクリートブロック造とすること。
建築物に設ける給水、排水その他の配管設備は、
■ 風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とすること。
■ 建築物の部分を貫通して配管する場合においては、当該貫通部分に配管スリーブを設ける等、有効な管の損傷防止のための措置を講ずること。
■ 管の伸縮その他の変形により当該管に損傷が生ずるおそれがある場合において、伸縮継手又は可撓継手を設ける等有効な損傷防止のための措置を講ずること。
■ 管を支持し、又は固定する場合においては、つり金物又は防振ゴムを用いる等有効な地震その他の震動及び衝撃の緩和のための措置を講ずること。
■ 法第20条第一号から第三号までの建築物に設ける屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものにあっては、建設省告示第1389号により、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全なものとすること。

■ 9）保　温　（1）「標仕」によるほか下記による。ただし各工事種目で別に指定されたものは除く。
又、保温材は原則としてグラスウールとする。

（2）ダクトの保温外装は下記による。

屋内露出	倉庫・書庫	□アルミガラスクロス	□アルミホイルペーパー＋カラー金網
	各階機械室	□アルミガラスクロス	□アルミホイルペーパー＋カラー金網
	主 機 械 室	□アルミガラスクロス	□アルミホイルペーパー＋カラー金網
	居室・廊下など	□カラー亜鉛鉄板	□アルミニウム板
屋内隠ぺい、ＤＳ内		□アルミホイルペーパー＋カラー金網	□アルミガラスクロス
屋外露出、多湿個所（　　）		□ステンレス鋼板 □ガルバリウム鋼板	□カラー亜鉛鉄板

（3）配管の保温外装は下記による。（冷媒管は除く）

屋内露出	倉庫・書庫	□アルミガラスクロス	□アルミホイルペーパー＋カラー金網
	各階機械室	□アルミガラスクロス	■アルミホイルペーパー＋カラー金網
	主 機 械 室	□アルミガラスクロス	□アルミホイルペーパー＋カラー金網
	居室・廊下など	□綿布	□アルミガラスクロス
屋内隠ぺい、ＤＳ内		□アルミホイルペーパー＋カラー金網	□アルミガラスクロス
屋外露出、多湿個所（　　）		■ステンレス鋼板 □樹脂製ダクト	□カラー亜鉛鉄板 □ガルバリウム鋼板

■ 10）はつり　既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。構造上影響を及ぼさないよう適切に処理を行うこと。

■ 11）他工事との取り合い　スリーブ、箱入りその他他工事との取り合いは、別紙工事区分表によるものとし、施工に支障を来さない時期までに、必要な位置、大きさなどを明記し、監理者と打ち合わせる。

□ 12）機器塗装色の指定　原則として製造者標準色とするが、下記の機器については塗装色の指定を行う。
□有圧扇フード　□空調屋外機　□換気用ベントキャップ　□消火栓ボックス

□ 13）機器配管等の取付　□屋外露出部の機器・配管等取付のための支持架台・金物は、溶融亜鉛メッキとする。同用ボルト・ナット等は、ステンレス製とする。取付に際しては、異種金属絶縁を確実に行うこと。
□機械室及び屋上の床上配管には、点検が容易に出来るように監理者の指示により部分的にキャットウォーク等を取付けること。

□ 14）蓄熱槽施工管理　□蓄熱槽の清掃、水張り試験後、満水状態で水質測定を行い、基準値を満足していることを確認すること。
□蓄熱槽系の配管フラッシングは、蓄熱槽以外フレッシュな用水を確保し、又、蓄熱槽以外の排水先を確保して行うこと。

□ 15）その他　天井点検口裏面に点検用途の表示を行う（関連用途をまとめること）

□ 5. 空気調和設備

□ 1）設計温湿度

	外気		屋内					
	温度	湿度	温度	湿度	温度	湿度	温度	湿度
	（DB）	（RH）	（DB）	（RH）	（DB）	（RH）	（DB）	（RH）
夏季	33.0 ℃	59 %	26 ℃	成行	℃	%	℃	%
冬季	-1.8 ℃	40 %	22 ℃	成行	℃	%	℃	%

□ 2）ダクト種別　亜鉛鉄板以外を使用する部分は、下記とする。
□ステンレス鋼板　（　　）

□ 3）チャンバー　□内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。
□空気調和機、温風暖房機に取付けるサプライチャンバー、レタンチャンバー、および風道系で消音内貼りにしたチャンバーには、点検口を設ける。
□外壁に面するガラリに直接取付けるチャンバーおよびホッパーは雨水の滞留のないように施工する。
□外気取り入れチャンバーは防虫ネット（ＳＵＳメッシュ）を設ける。
※防虫ネットは容易に取外しが出来る構造とする。

□ 4）ダンパー　□防煙ダンパー　復帰方法（ □遠隔　□手動 ）
定格入力はＤＣ２４Ｖ、０．７Ａ以下
□ピストンダンパー　復帰方法（ □遠隔　□　　）
送風機前後は高静圧ダンパーとする。

□ 5）風量測定口　取付け個所は　□図示した位置
□送風機吐出ダクトまたは吸込ダクト
□外気取入れダクト
□空調機出口チャンバーの分岐ダクト

□ 6）ステンレスダクト　下記事項以外は共通による
□低圧ダクト　（ □アングルフランジ工法　□コーナーボルト工法）
1） ダクト材料
（1）ステンレス鋼材によるSUS３０４
（2）リベット　冷間成形リベット（ＪＩＳ Ｂ １２１３）に準ずる
ステンレスリベット（SUS３０４）とする。
（3）ボルト及びナット　六角ボルト（ＪＩＳ Ｂ１１８０）及び六角ナット（ＪＩＳ Ｂ１１８１）に準ずる（SUS３０４）とする
（4）フランジ用ガスケット　発泡クロロプレンゴムで厚さ３mm以上とする。

2） 寸法
（1）長方形ダクト
ａ 板厚　ダクトの長辺７５０以下は厚さ０．５mmとし、７５０mmを超え１，５００以下は厚さ０．６mmとする。又、１５００を超え２，２００以下は厚さ０．８mmとする。

ｂ 接合用フランジ等

ダクトの長辺	接合用フランジ		横方向の補強フランジ	
	山形鋼（SUS３０４）	最大間隔	山形鋼（SUS３０４）	最大間隔
７５０以下	２５×２５×３	１８２０	２５×２５×３	２０００
７５０を超え１５００以下	３０×３０×３	１８２０	３０×３０×３	１０００
１５００を超え２２００以下	４０×４０×３	１８２０	４０×４０×３	１０００

（2）スパイラルダクト
ａ 板厚　呼称寸法５６０以下は、厚さ０．５mmする。継ぎ手の厚さは呼称寸法５６０を超え８００以下は厚さ０．６mmとする。

□ 7）配管材料

種　類	管　種
□冷水 □温水 □冷温水	配管用炭素鋼鋼管（白）
□冷却水	配管用炭素鋼鋼管（白）
□空調ドレン管	排水用塩ビ管（VP）　配管用炭素鋼鋼管（白）
□油管	配管用炭素鋼鋼管（白）
□蒸気往（高圧0.7MPaを超える）	圧力配管用炭素鋼鋼管（黒）Sch40
□蒸気往（高圧0.1～0.7MPa）	配管用炭素鋼鋼管（黒）
□蒸気往（低圧0.1MPa未満）	配管用炭素鋼鋼管（黒）
□蒸気還（50A以下）	圧力配管用炭素鋼鋼管（黒）Sch80
□蒸気還（65A以上）	圧力配管用炭素鋼鋼管（黒）Sch40
□冷媒配管	冷媒用被覆断熱銅管

□ 8）弁　類　□ＪＩＳ ５kg／cm²　□ＪＩＳ １０kg／cm²
冷温コイルおよび蒸気加熱コイル廻りの弁は仕切弁とする。
冷温水及び冷却水に設ける呼び径65以上の弁はバタフライ弁とする。

□ 9）継手類　□伸縮継手　（ □ベローズ形 ＳＵＳ３０４　□スリーブ形）
□防振継手　（ □ベローズ形 ＳＵＳ３０４　□合成ゴム製）
□可とう継手（ □ベローズ形 ＳＵＳ３０４　□合成ゴム製）
可とう継手の全長は、図示なき限り「標仕」による。

□ 10）温度計　取付部は下記による。
□冷凍機の冷水管（送り、返り）および冷却水管（送り、返り）
□吸収冷温水機の冷温水管（送り、返り）および冷却水管（送り、返り）
□空調機の冷温水管（送り、返り）および三方位弁装置後の冷温水管（返り）
□熱交換器の温水管（送り、返り）冷温水ヘッダー（往）および冷温水ヘッダーの各返り管
□空気調和機（パッケージ形を含む）のサプライチャンバー、レタンダクト、外気取入れおよびレタンチャンバー
□温風暖房機の吐出ダクト、レタンダクト、外気取入れおよびレタンチャンバー

□ 11）圧力計　取付部は下記による。
□冷凍機の冷却管（送り、返り）
□吸収冷温水機の冷温水管（送り、返り）および冷却水管（送り、返り）
□空調機の冷温水管（送り、返り）
□熱交換器の温水管（送り、返り）
□各ポンプ出口

□ 12）ドレン排水　空調機のドレン用排水管には、送風機の全静圧以上の落差をとり空調機用トラップを設ける。
トラップの形式　□フロートボール式　□メカニカル式　□水封式

承諾	監督員	設計管理	受領日	検図	担当
	監督員	設計管理	提出日	検図	製図

履歴	No.	日付	内容
	1		
	2		
	3		
	4		

工事名称　筑波国際センター事業所　井戸・井水ポンプ更新工事

図面名称　特記仕様書（１）　（参考図）

図面縮尺　A1:1/120　A3:1/240

図面番号　Ｍ－０１

物件番号

日付　16.11.05

6. 換気設備

□13）瞬間流量計	瞬間流量計はピトー管方式によるもので止水コック付とし、取付部は下記とする。 □冷凍機の冷水管および冷却水管（送り、返り） □吸収冷温水機の冷温水管および冷却水管（送りまたは返り） □空気調和機の冷温水管（送りまたは返り） □冷温水ヘッダーの（ □各送り管 □各返り管）
□14）保温及び消音内貼り	「標仕」による他、下記による。 □還りダクトの保温要（保温の厚さ２５mm、範囲は図示による） □外気ダクトの保温要（保温の厚さ２５mm、範囲は図示による） □外壁ガラリに接続するダクトは外壁より１mの範囲を保温する （保温の厚さ２５mm） □膨張管ドレン管および膨張タンクよりボイラ等への補給水管の保温は、「標仕」の温水管の項による。 □建物内の空気抜き管の保温は「標仕」の温水管の項による。 □防火区画の貫通部の処理は、国土交通大臣認定工法（又は同等）によるものとする。 □冷媒管の保温の外装は下記による。なお、保温化粧ケースは塩化ビニル樹脂製とする。 □空調用排水管は保温を行う 屋内露出 □綿布 □保温化粧ケース 屋外露出 □ステンレス鋼板 □保温化粧ケース
□15）騒音	室内の許容騒音値は次表による。

用途	許容騒音値
	ＮＣ 以下
	ＮＣ 以下
	ＮＣ 以下

6. 換気設備

□１）ダクト	低速ダクトとする。 厨房系統の排気用ダクトは「標仕」より一番手厚いものを使用する。
□２）風量測量口	取付位置は （ □図示した位置 □送風機の吐出ダクトまたは吸込ダクト □外気取入ダクト）とする。
□３）ダンパー	空気調和設備の該当項目による。
□４）排気ダクトのシール	□厨房系統 □浴室（シャワー室、脱衣室を含む）系統 □
□５）チャンバー	空気調和設備の該当項目による。
□６）保温	下記のダクトの保温を行う。 □全熱交換器用のダクト（保温の厚さ２５mm、範囲は図示による） □外気取り入れダクト
□７）耐火措置	自家発用換気ダクトが自家発室外を通過する場合の耐火措置は図示による。 火気使用系統は消防法に準ずる。
□８）ベントキャップ	□深型 □指定色仕上げ □

7. 排煙設備

□１）ダクト	□亜鉛鉄板 □普通鋼板（厚さ１．６mm・防火区画貫通部およびファン廻り）
□２）排煙口の形式	□天井取付 （ □スリット形 □スイング形 ） □壁取付 （ □スリット形 □ ）
□３）排煙口解放装置	□手 動 □手動および遠隔操作可能なもの
□４）防火ダンパー	温度ヒューズ溶解温度は２８０℃とする。
□５）排煙風量測定	建築設備定期検査業務指導書（日本建築設備安全センター）の排煙風量の検査方法に準ずる。
□６）排煙機制御盤	本工事とする。

8. 自動制御設備

□１）中央監視制御	□あり
□２）中央監視制御装置の構成・機能	□空調 □換気 □詳細は別紙とする。

9. 給水設備

□１）量水器	親メーター（ □貸与品 □既設 ） □ 子メーター（ □買取り □私設 ）
□２）量水器桝	水道事業者指定品（ □貸与品 □買取り） □標準図ＭＣ形
■３）配管材料	図面に特記のない場合は下記による

一般配管用	埋設用
■塩ビライニング鋼管（SGP-VB）	■塩ビライニング鋼管（SGP-VD）
□ステンレス鋼管（SUS306）	□ステンレス鋼管（SUS316）
□	□ポリエチレン管（PE）
□	□架橋ポリエチレン管（PN）

■４）弁 類	水道直結部分ＪＩＳ（ □１０ｋｇｆ／ｃｍ² □ ） その他の部分ＪＩＳ（ ■５ｋｇｆ／ｃｍ² □ ） □逆止弁は衝撃吸収式（ライニング不要）とする。 □
■５）継手類	■防振継手 （ ■合成ゴム製 □ ） ■可とう継手 （ ■ＳＵＳ製 □ ）
■６）管の埋設深さ	埋設深さは原則として、一般敷地は（ ■３０ｃｍ □ ｃｍ）構内道路は（ ■６０ｃｍ □ ｃｍ）以上とする。
□７）建物導入部配管	標準図の（ □ⓐ □ⓑ □ⓒ ）による。 □変位を吸収できるようにスリークッションとする。
□８）着色試験	上水及び雑用水２系統の、全吐出口の着色試験を行う。
□９）引込納付金 水道加入金等	□要（ □別途工事 □本工事） □不要

10. 給湯設備

□１）配管材料	□銅管（Ｍ） □ステンレス鋼管（SUS304） □耐熱塩ビライニング鋼管（SGP-HVA） □架橋ポリエチレン管（PN）
□２）絶縁フランジ	図示の箇所に取付ける。
□３）弁 類	ＪＩＳ（ □５ｋｇｆ／ｃｍ² □１０ｋｇｆ／ｃｍ² 図示部分）
□４）保 温	「標仕」による。ただし下記については、本仕様による。 湯沸器の給排気筒（二重管等）の隠ぺい箇所は保温を行う。

11. 排水通気設備

□１）配管材質	

	排水管	通気管	屋外排水管
汚水	□排水用鋳鉄管	□配管用炭素鋼鋼管（白）	□排水用塩ビ管（VP）
	□排水用塩ビライニング鋼管	□排水用塩ビライニング鋼管	□ヒューム管
	□耐火ニ層管	□耐火ニ層管	□排水用リサイクル塩ビ管
雑排水	□配管用炭素鋼鋼管（白）	□配管用炭素鋼鋼管（白）	□
	□耐火ニ層管	□耐火ニ層管	□

□２）洗面器等の排水管	洗面器および手洗器に直結する排水管は、器具トラップより１サイズアップとする。
□３）満水試験継手	図示の箇所に取付ける。
□４）インバート桝ため桝	桝のコンクリート部は工場製品としてもよい。
□５）放流納付金	□要（ □別途工事 □本工事） □不要

12. 衛生器具設備

□１）小便器用節水装置	□個別感知 フラッシュ方式（ □埋込 □露出） （ □掃除用洗浄機能付制御盤） □集合感知 フラッシュ方式（ □隠ぺい □露出） □集合感知 ハイタンク方式（自動サイホン＋補給水電磁（動）弁）制御盤以降の２次配管配線は本工事とする。集合感知の場合はカウント不足を補償するタイマー機構を設ける。
□２）衛生器具付属水栓	各種水栓は、原則として節水こまタイプとする。
□３）大便器耐火カバー	設ける（ピット内は除く）
□４）散水栓	散水栓箱は、ＳＵＳ３０４製とする。 備品として、ホース１０m（カップリング、ノズル共）を２組納入する。

13. ガス設備

□１）供給ガス事業名	
□２）ガスの種類	イ）種類： ロ）発熱量：
□３）配管材料	ガス会社の規定による
□４）メーター	親メーター（ □貸与品 □ ） 子メーター（ □買取り □ ）
□５）ガス漏れ警報機	□設置する。（室名 ）
□６）引込負担等	□要（ □別途工事 □本工事） □不要

14. 消火設備

□１）屋内消火栓箱	□ＨＢ－１Ａ □ＨＢ－１Ｂ □易操作性
□２）屋外消火栓箱	□ＨＢ－20 □
□３）連結送水管格納箱	□ＨＢ－１２Ａ □
□４）屋内消火栓開閉弁	□１０ｋｇｆ／ｃｍ² □ 減圧弁の有無 □有 □無
□５）配管材料	□屋内消火栓 □配管用炭素鋼鋼管（白） □圧力配管用炭素鋼鋼管（白） Sch40 □屋外消火栓 □配管用炭素鋼鋼管（白） □連結送水管 □配管用炭素鋼鋼管（白） □圧力配管用炭素鋼鋼管（白） Sch40 □屋外埋設管 □消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管（ＶＳ） □消火用高性能ポリエチレン管
□６）地中埋設管の接合	外面被膜鋼管の呼び径１００以下はねじ接合とする。
□７）保 温	屋外露出配管は保温を行う。仕様は給水配管と同等とする。
□８）建物導入部配管	標準図の（ □ⓐ □ⓑ □ⓒ ）による。 □変位を吸収できるようにスリークッションとする。

15. 浄化槽設備

□１）施工資格	工事は浄化槽設備士の有資格者が行うこと
□２）ブロアー設置	外部に設置するブロアーは、鋼板製カバー付きとし、コンクリート基礎上に固定する。
□３）装置強度	装置（槽、フタ）の強度は、下記の条件を満足する。 □製造者標準形 □普通荷重形（乗用車の走行、駐車可）
□４）埋め戻し土	□山砂 □発生土
□５）消毒剤	３０日分納入

16. 厨房機器設備

□１）工事の範囲	厨房機器 □本工事 □別途工事 据付・接続 □本工事 □別途工事 試運転調整 □本工事 □別途工事
□２）燃焼機器	使用ガス（ □都市ガス □液状石油ガス □ ）

18. 凡例

図示記号	名称	図示記号	名称
C	冷水送り管	-	給水管
CR	冷水還り管	--	井管及び雑用水管
H	温水送り管	I	給湯管（往）
HR	温水還り管	II	給湯管（還）
CH	冷温水送り管		排水鋳鉄管
CHR	冷温水還り管	HP	排水ヒューム管
CD	冷却水送り管	VP	排水塩ビ管
CDR	冷却水還り管	LP	排水鉛管
S	蒸気送り管	A	排水白ガス管
SR	蒸気還り管	VL	排水塩ビライニング鋼管
R	冷媒送り管		通気管
RR	冷媒還り管	E	膨張管
O	油送り管	O	油送り管
OR	油還り管	OR	油還り管
V	通気管	A	圧縮空気管
E	膨張管	X	消火栓管
D	ドレン管	S	スプリンクラー管
A	空気管	G	ガス管
	伸縮継手		給水栓
	フレキシブル継手		給湯栓
	防振継手		混合栓
SV	ゲート弁		シャワヘッド
ST	ストップ弁		床上掃除口
BV	バタフライ弁		床下掃除口
CK	チェッキ弁		床排水トラップ
R	減圧弁		流し排水トラップ
T	温度調節弁		排水桝
S	電磁弁		汚水桝
M	電動弁	M	量水器
	ダイヤフラム弁		散水栓
	安全弁		屋内消火栓
A	空気抜弁		ガスカラン
	コック		洗浄弁
	ストレーナ		
	送気ダクト断面		
	還気ダクト断面		
	排煙ダクト断面		
VD	風量調整ダンパ		
FD	防火ダンパ		
MD	電動ダンパ		
SFD	遮煙ダンパ		
FD	ガス（空気）圧ダンパ		
CD	逆風防止ダンパ		
500×300 / 300ø	ダクト矩形は図示の面の寸法を先にかく		
	壁付吹出口		
	壁付吸込口		
	天井付吹出口		
	天井付吸込口		
	キャンバス継手		
	換気扇		
T	サーモスタット		
H	ヒューミディスタット		
T	温度計		

承諾					
監督員		設計管理	受領日	検図	担当
監督員		設計管理	提出日	検図	製図

履歴 No.	日付	内容
1		
2		
3		
4		

工事名称：筑波国際センター事業所 井戸・井水ポンプ更新工事

図面名称：特記仕様書（２） （参考図）

図面縮尺：A1:1/120 A3:1/240

図面番号：M－０２

物件番号：

日付：16.11.05

植込
渡　り　廊　下
正面アプローチ
AS舗装
歩　道
植　込
圃場
管理室
稲作実習棟
正面アプローチ
野菜実習棟
植込
AS舗装
駐　車　場
植　込
SUSFJ10K　100
(750L)
既存管　100
ポンプ室
配管用架台
溶融亜鉛メッキ
基礎共　1ヶ所
井　水　槽
以降別図参照
既存管へ接続
井水槽
流し
AS舗装
道路
芝　生
道路境界線

KEYPLAN

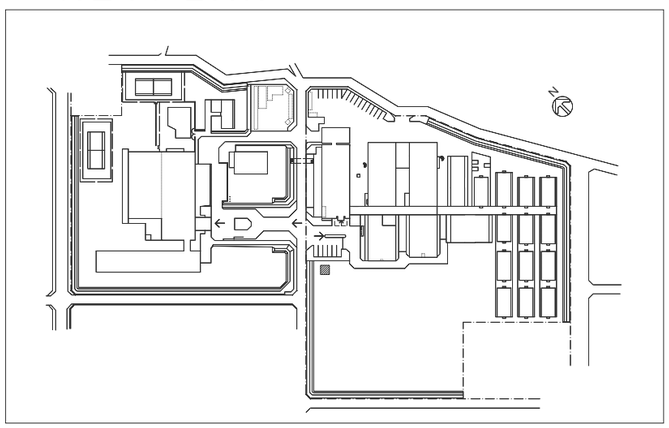

承諾							履歴	No.	日付	内容
	監督員	設計管理	受領日	検図	担当			1		
	監督員	設計管理	提出日	検図	製図			2		
								3		
								4		

工事名称	筑波国際センター事業所　井戸・井水ポンプ更新工事		図面番号 M－０３
図面名称	研修棟　外部	図面縮尺 A1:1/120 A3:1/240	物件番号
	外部配管平面図　（改修）　（参考図）		日付 16.11.05

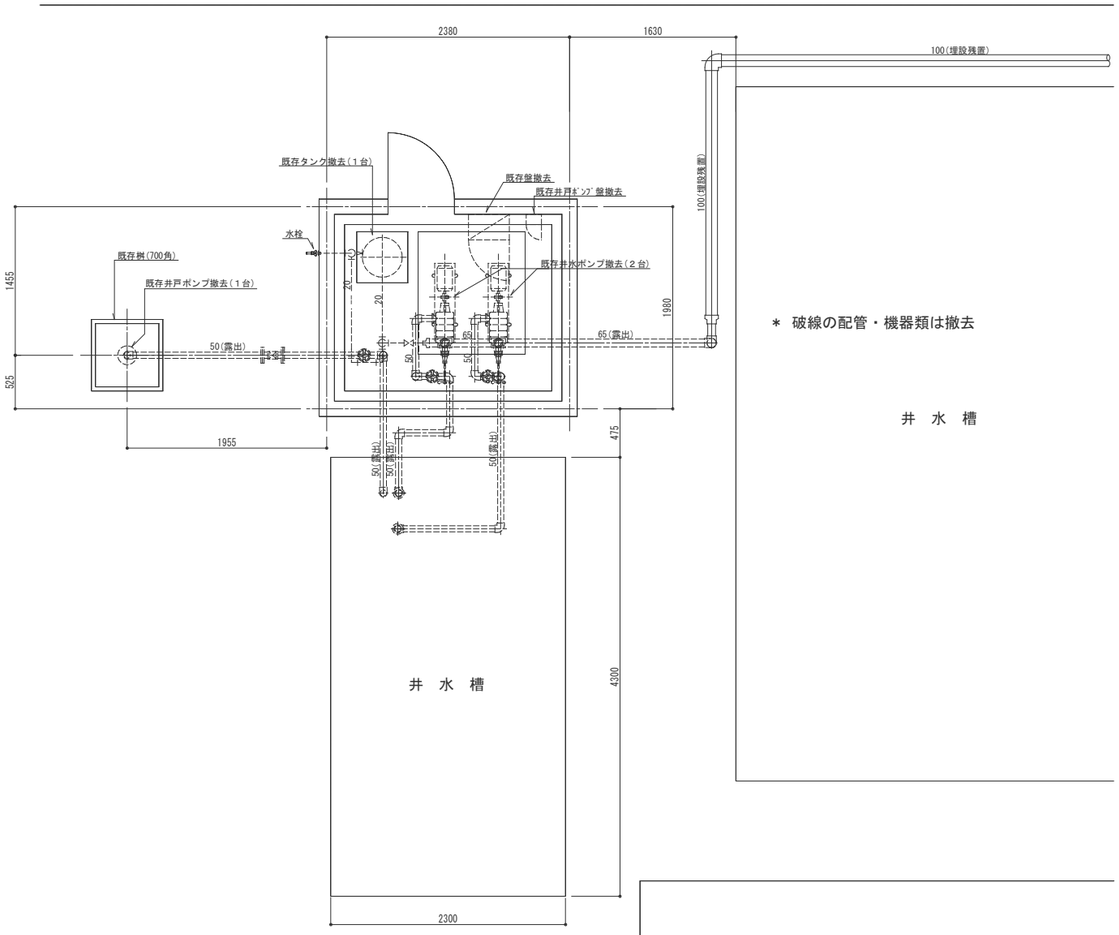

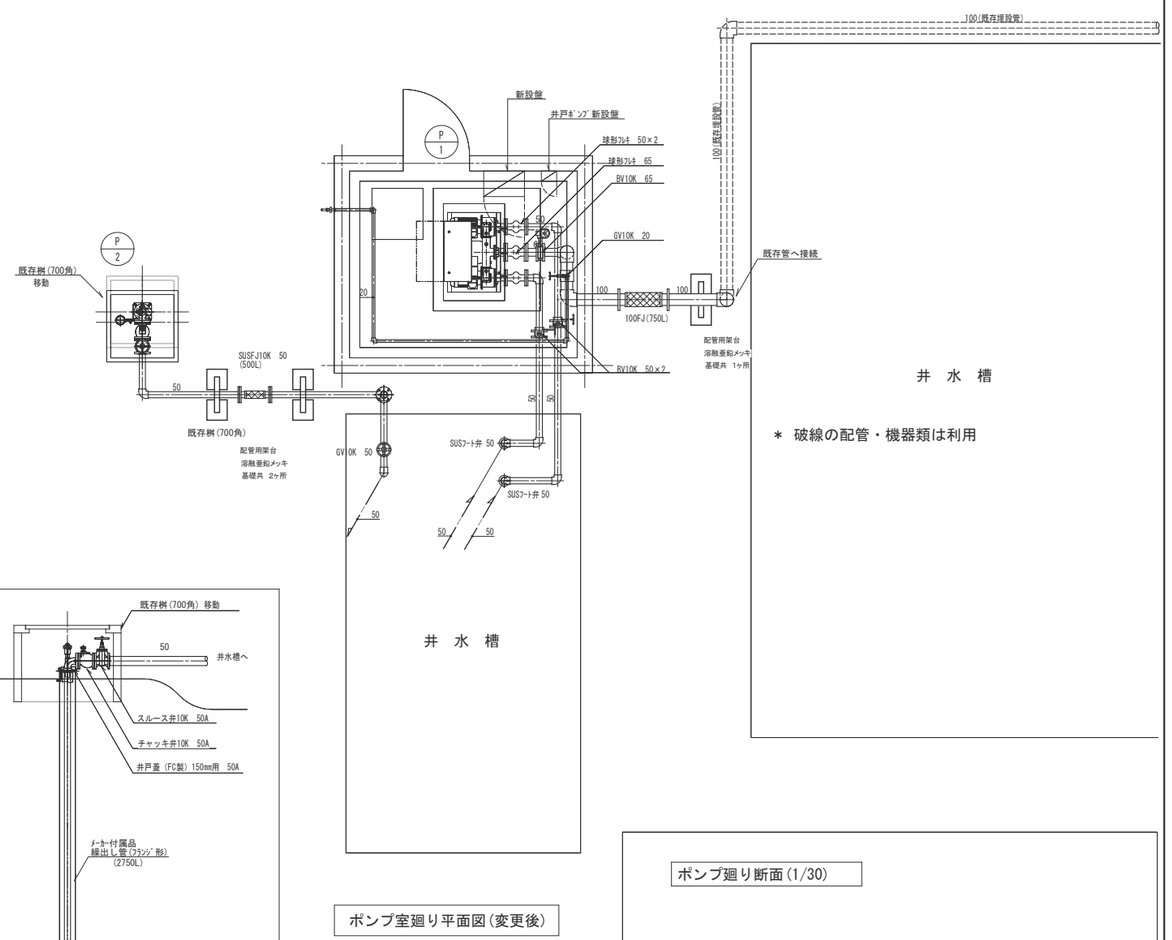

ポンプ室廻り平面図(変更後)

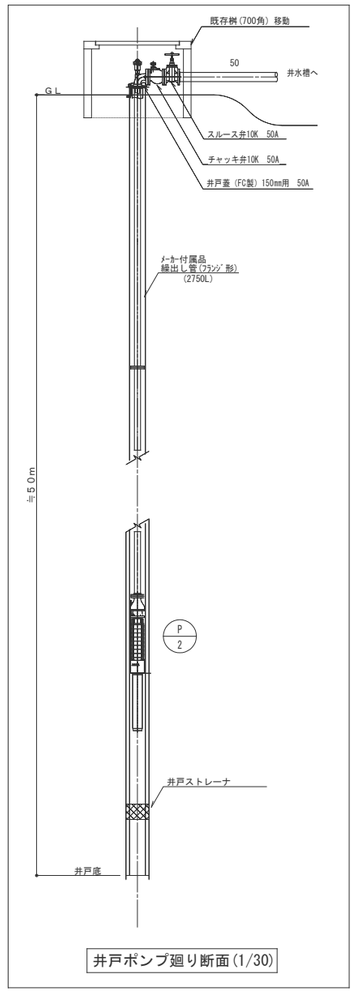

井戸ポンプ廻り断面(1/30)

ポンプ廻り断面(1/30)

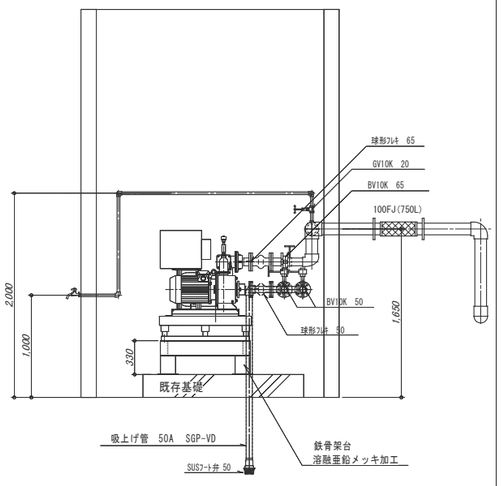

≪機器表≫

機器名称	仕　　様	組	参 考 銘 柄
P-1 井水ポンプ	500L/min×25.5m×2.2Kw	1	型式 50BNBME2.2A
推定末端圧力一定制御	3相200V 制御盤付ユニット		(株) エバラテクノサーブ
(ｲﾝﾊﾞｰﾀ方式/並列運転)	防振架台		
P-2 井戸ポンプ	275L/min×45m×3.7Kw	1	型式 50BHS853.7B
	3相200V 制御盤		(株) エバラテクノサーブ
	繰出し管(ﾌﾗﾝｼﾞ形2750L)		

承諾	監督員	設計管理	受領日	検図	担当
	監督員	設計管理	提出日	検図	製図

履歴 No.	日 付	内　　容
1		
2		
3		
4		

工事名称　筑波国際センター事業所　井戸・井水ポンプ更新工事

図面名称　研修棟　外部

ポンプ室廻り平面図　(既存/改修)　(参考図)

図面縮尺 A1:1/30 A3:1/60

図面番号 M－04

物件番号

日付 16.11.05

ポンプ室廻り平面図（改修後）　Ｓ：１／３０

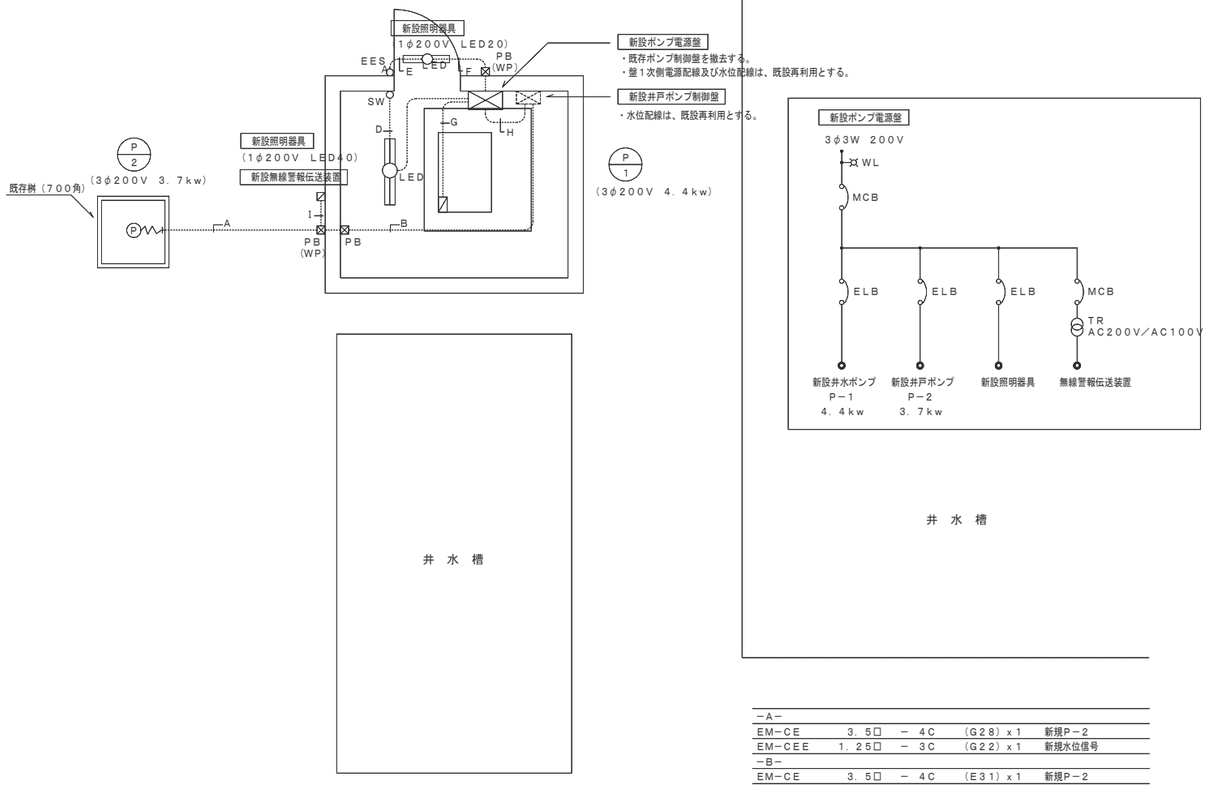

－Ａ－					
ＥＭ－ＣＥ	３．５□	－４Ｃ	（Ｇ２８）ｘ１	新規Ｐ－２	
ＥＭ－ＣＥＥ	１．２５□	－３Ｃ	（Ｇ２２）ｘ１	新規水位信号	
－Ｂ－					
ＥＭ－ＣＥ	３．５□	－４Ｃ	（Ｅ３１）ｘ１	新規Ｐ－２	
ＥＭ－ＣＥＥ	１．２５□	－３Ｃ	（Ｅ２５）ｘ１	新規水位信号	
ＥＭ－ＥＥＦ	１．６	－３Ｃ	（Ｅ２５）ｘ１	新規警報伝送装置電源	
ＥＭ－ＫＰＥＥＳ	０．７５□	－３Ｐ	（Ｅ２５）ｘ１	新規警報伝送装置信号	
－Ｃ－					
ＥＭ－ＥＥＦ	１．６	－３Ｃ	（Ｅ２５）ｘ１	新規照明	
－Ｄ－					
ＥＭ－ＥＥＦ	１．６	－２Ｃ	（Ｅ１９）ｘ１	新規照明スイッチ	
－Ｅ－					
ＥＭ－ＥＥＦ	１．６	－３Ｃ	（Ｇ１６）ｘ１	ＥＥスイッチ	
－Ｆ－					
ＥＭ－ＥＥＦ	１．６	－３Ｃ	（Ｇ２２）ｘ１	新規照明	
－Ｇ－					
ＥＭ－ＣＥ	５．５□	－４Ｃ	（Ｅ３１）ｘ１	新規Ｐ－１	
ＥＭ－ＣＥＥ	１．２５□	－３Ｃ	（Ｅ２５）ｘ１	水位信号	
－Ｈ－					
ＥＭ－ＣＥ	３．５□	－４Ｃ	（Ｅ３１）ｘ１	新規Ｐ－２制御盤	
ＥＭ－ＥＥＦ	１．６	－３Ｃ	（Ｅ２５）ｘ１	新規警報伝送装置電源	
ＥＭ－ＫＰＥＥＳ	０．７５□	－３Ｐ	（Ｅ２５）ｘ１	新規警報伝送装置信号	
－Ｉ－					
ＥＭ－ＥＥＦ	１．６	－３Ｃ	（Ｇ２２）ｘ１	新規警報伝送装置電源	
ＥＭ－ＫＰＥＥＳ	０．７５□	－３Ｐ	（Ｇ２２）ｘ１	新規警報伝送装置信号	

（注記）
・既存井水ポンプ及び井戸ポンプ電源配線を撤去する。
・新規ポンプ及び照明の設定に伴い、既存ポンプ制御盤の改造を行う。

エネルギーセンター棟２階平面図（改修後）　Ｓ：１／１２０

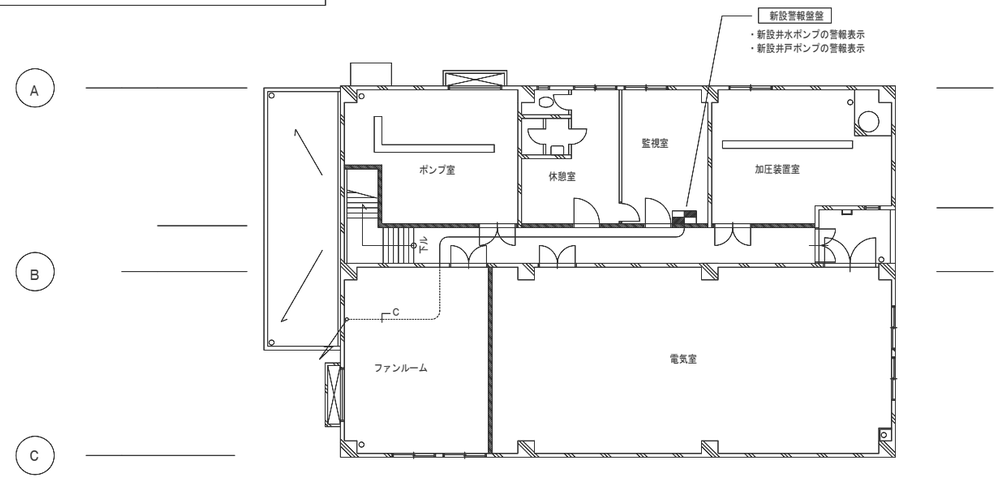

エネルギーセンター棟１階平面図（改修後）　Ｓ：１／１２０

－Ａ－					
ＥＭ－ＥＥＦ	１．６	－３Ｃ	（Ｇ２２）ｘ１	新規警報伝送装置電源	
ＥＭ－ＫＰＥＥＳ	０．７５□	－３Ｐ	（Ｇ２２）ｘ１	新規警報伝送装置信号	
－Ｂ－					
ＥＭ－ＥＥＦ	１．６	－３Ｃ	（Ｅ２５）ｘ１	新規警報伝送装置電源	
ＥＭ－ＫＰＥＥＳ	０．７５□	－３Ｐ	（Ｅ２５）ｘ１	新規警報伝送装置信号	
－Ｃ－					
ＥＭ－ＥＥＦ	１．６	－３Ｃ	（Ｅ２５）ｘ１	新規警報盤電源	
ＥＭ－ＫＰＥＥＳ	０．７５□	－３Ｐ	（Ｅ２５）ｘ１	新規警報伝送装置信号	

承諾						履歴	No.	日付	内容
	監督員	設計管理	受領日	検図	担当		1		
	監督員	設計管理	提出日	検図	製図		2		
							3		
							4		

工事名称	筑波国際センター事業所　井戸・井水ポンプ更新工事		図面番号 Ｍ－０５
図面名称	研修棟　外部・エネルギーセンター棟	図面縮尺 A1:1/120 A3:1/240	物件番号
	電気・計装図　（参考図）		日付 16.11.05

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

JICA筑波 井水ポンプ更新工事

番　号	機　　材　　名	仕　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
0	総則	（総則）		
	General	①　本工事の仕様について本機材仕様明細書に記載（指示）のない事項は		
		下記仕様書の最新版による。		
		公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（社）公共建築協会発行		
		公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（社）公共建築協会発行		
		②　使用する材料および寸法等はJISおよびJASSの規格品とする。		
		但し、各機材の仕様欄に記載がある場合はそれに従うこと。		
		③　本工事に使用する機材、資材等は、アスベスト含有0%のものとする。		
		④　更新工事は 2月上旬着工～3月上旬竣工・引き渡しの工期で行うこと。		
		⑤　仕様欄において「程度」と記されている数値は、±10%弱の変動		
		あるいは誤差を認める。		
1	送水ポンプ	（仕様）用途：貯水槽から田畑に水を送り出すためのポンプ		
	Conveying Pump	運転方式：2台並列交互運転方式		
		給水制御方式：推定末端圧力一定給水方式		
		ポンプ制御方式：インバーター方式		
		設置：屋内用		
		ポンプ種別：多段渦巻ポンプ		
		吸込口呼び径：50㎜		
		吐出口呼び径：65mm		
		電源：三相　AC200V、50Hz		
		電動機出力：2.2kW程度×2台		
		給水量：752L/min以上		
		全揚程：20.0m以上		
		設定圧力調整範囲：0.20～0.31MPa程度		
		騒音値：59dB(A)以下		
		寸法：幅；780㎜程度、長さ；555㎜程度、高さ；541㎜程度		
		重量：119kg程度		
1	送水ポンプ	[構成]		

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

JICA筑波 井水ポンプ更新工事

番　号	機　　材　　名	仕　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
	つづき	ポンプ（2台）		
		圧力タンク（1台）		
		フロースイッチ（2個）		
		プレートチェッキ弁（2個）		
		三方ワンタッチ弁（1個）		
		圧力センサ（1個）		
		吐出し集合管（1個）		
		呼水栓（2個）		
		ユニットベース（1個）		
		制御盤（インバーター含む）（1台）		
		相フランジ（1個）		
		付属品：取扱説明書　（和文、1部）		
		参考銘柄　50BNBMD2.2A	荏原製作所	1
		［構成］		
		ポンプ（2台）		
		圧力タンク（1台）		
		フロースイッチ（2個）		
		プレートチェッキ弁（2個）		
		三方ワンタッチ弁（1個）		
		圧力センサ（1個）		
		吐出し集合管（1個）		
		呼水栓（2個）		
		ユニットベース（1個）		
		制御盤（インバーター含む）（1台）		
		相フランジ（1個）		
		標準付属品：取扱説明書　（和文、1部）		
2	水中ポンプ	（仕様）用途：井戸から貯水槽に水を汲み上げるための水中ポンプ		
	Submersible Pump	本体材質：ステンレス（浸出性能基準適合品）		

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

JICA筑波 井水ポンプ更新工事

番　号	機　　材　　名	仕　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
		井戸径：150㎜		
		ポンプ呼び径：50㎜		
		取扱液：清水		
		取扱液温度範囲：0～40℃以上		
		取扱液許容砂含有量：50mg/L以下		
		取扱液許容塩素含有量：200mg/L以下		
		ポンプ水没最大水深：100m以上		
		電源：三相　AC200V、50Hz		
		電動機出力：3.7kW程度		
		吐出量：275L/min以上		
		全揚程：45.0m以上		
		寸法：全径；139㎜程度、長さ；1,093㎜程度		
		重量：36kg程度		
		付属品：井戸蓋（FC鋳物製、1個）		
		吐出し曲管（FC鋳物製、1個）		
		自動空気抜き弁（FC鋳物製、1個）		
		スルース弁（FC鋳物製、10Kフランジタイプ、1個）		
		チェッキ弁（FC鋳物製、10Kフランジタイプ、1個）		
		相フランジ（1組）		
		水中ケーブル（必要量一式）		
		繰出し管（フランジ型、必要量一式）		
		取扱説明書（和文、1部）		
		参考銘柄　50BHS853.7B	荏原製作所	1
		標準付属品：井戸蓋（FC鋳物製、1個）		
		吐出し曲管（FC鋳物製、1個）		
		自動空気抜き弁（FC鋳物製、1個）		
2	水中ポンプ	スルース弁（FC鋳物製、10Kフランジタイプ、1個）		
	つづき	チェッキ弁（FC鋳物製、10Kフランジタイプ、1個）		
		相フランジ（1組）		

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

JICA筑波 井水ポンプ更新工事

番　号	機　　材　　名	仕　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
		取扱説明書（和文、1部）		
		特別付属品：水中ケーブル（必要量一式）	荏原製作所	1
		繰出し管（フランジ型、必要量一式）	荏原製作所	1
3	水中ポンプ制御盤	（仕様）用途：番号2の水中ポンプを制御する制御盤		
	Control Panel for	番号2の水中ポンプに適合する同一メーカー品であること		
	Submersible Pump	構造：鋼板製屋内壁掛け型		
		電源：三相　AC200V、50Hz		
		操作：運転可/運転不可、自動/手動、停止、表示切替、リセット		
		表示：電源、電圧、電流、自動/手動、受水槽満水、受水槽減水、故障、		
		井戸渇水、故障コード、設定コード、設定値、積算運転時間		
		外部出力端子：運転、故障、井戸渇水、受水槽満水、受水槽減水		
		寸法：幅；250mm程度、長さ；340mm程度、高さ；120mm程度		
		重量：6.5kg程度		
		参考銘柄　EG2型シリーズ	荏原製作所	1
		標準付属品：取扱説明書（和文、1部）		
4	塩ビライニング鋼管　B	（仕様）用途：ポンプ室内部およびポンプ室外送水管（埋設管接続までの管）		
	Vinyl Chloride Lining Steel Pipe	適用規格：JWWA K 116		
	B	品種：SGP-VB		
		管内面材質：硬質塩化ビニル		
		管本体材質：鋼管		
		管外面材質：亜鉛メッキ		
		呼び径：最適な配管のためのものを選定し適用すること		
		付属品：継手類、接合材、支持金具等（必要量一式）		
4	塩ビライニング鋼管　B	参考銘柄　SGP-VB（必要量一式）	新日鉄住金 JFEスチール等	1
	つづき	特別付属品：継手類、接合材、支持金具、配管用架台等（必要量一式）		1
5	塩ビライニング鋼管　D	（仕様）用途：井水槽からポンプ室までの室外吸水口用管		

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

JICA筑波 井水ポンプ更新工事

番　号	機　　材　　名	仕　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
	Vinyl Chloride Lining Steel Pipe	屋外使用であり井水槽に浸水するため耐食性に優れた材質であること		
	D	適用規格：JWWA K 116		
		品種：SGP-VD		
		管内面材質：硬質塩化ビニル		
		管本体材質：鋼管		
		管外面材質：硬質塩化ビニル被覆		
		呼び径：最適な配管のためのものを選定し適用すること		
		付属品：継手類、接合材、支持金具等（必要量一式）		
		参考銘柄　SGP-VD（必要量一式）	新日鉄住金 JFEスチール等	1
		特別付属品：継手類、接合材、支持金具等（必要量一式）		1
6	フレキシブル継手	（仕様）用途：地震、ポンプ等の振動を吸収するための継手		
	Flexible Joint	適切な箇所に適切な種類のものを選定し適用すること		
		タイプ：フランジタイプ		
		フランジ規格：JIS10K		
		参考銘柄　フレキシブル継手　ステンレス製　F110（必要量一式）	テクノフレックス	1
		フレキシブル継手　球形ゴム製　PTコネクタ（必要量一式）	TOZEN	1
7	弁	（仕様）用途：給水/送水の開閉、量の調整、管内の水の維持等		
	Valve	適切な箇所に適切な種類のものを選定し適用すること		
		フランジ規格：JIS10K		
7	弁	参考銘柄　ゲート弁：LJ10-BSR（必要量一式）	東洋バルヴ	1
	つづき	バタフライ弁：10 L2-N-U（必要量一式）	東洋バルヴ	1
		フート弁：NFTP（必要量一式）	荏原製作所	1
8	連成計	（仕様）用途：井戸水中ポンプ用圧力計		

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

JICA筑波 井水ポンプ更新工事

番　号	機　　材　　名	仕　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
	Compound Pressure Gauge	タイプ：防滴型（屋外使用可）		
		使用圧力範囲：-0.1～1MPa程度		
		外径：φ100mm程度		
		精度：フルスケールの1.6%以下		
		参考銘柄　BL型	東洋計器工業	1
		標準付属品：取扱説明書（和文、1部）		
9	警報送受信機	（仕様）用途：番号1送水ポンプおよび番号2水中ポンプのアラーム信号を		
	Alarm Signal Transmitter/Receiver	エネルギーセンターへ送受信する		
		入出力点数：入力8点以上、出力8点以上		
		入力仕様：無電圧接点入力		
		出力仕様：NPNオープンコレクタ出力		
		無線仕様		
		適合規格：ARIB STD-T67		
		通信方式：単信方式		
		使用周波数：429.2500MHz～429.7375MHz		
		周波数チャンネル数：40チャンネル以上		
		空中線電力：10mW程度		
		通信速度：2400bit/s		
		伝送距離：屋内100m以上（見通し）、屋外300m以上（見通し）		
		電源電圧：DC12V～24V		
		寸法：幅；113.5mm以下、長さ；35mm以下、高さ；85mm以下（送受信機とも）		
		重量：220g以下（送受信機とも）		
9	警報送受信機	付属品：取扱説明書（和文、1部）		
	つづき			
		参考銘柄　送信機：形WT21-ID08、受信機：形WT21-OD08	オムロン	1
		標準付属品：取扱説明書（和文、1部）		
10	警報盤	（仕様）用途：警報受信機からアラーム信号を受け警報を発する		

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

JICA筑波 井水ポンプ更新工事

番　号	機　　材　　名	仕　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
	Alarm Panel	タイプ：壁掛け型		
		警報：ブザー鳴動およびランプ点灯		
		入力仕様：無電圧接点入力		
		ブザー停止：ボタン操作による		
		電源：AC100V		
		外部警報出力：有（無線圧接点出力）		
		寸法：幅；100㎜以下、長さ；140㎜以下、高さ；37㎜以下		
		付属品：取扱説明書（和文、1部）		
		参考銘柄　GAP-1N	日東工業	1
		標準付属品：取扱説明書（和文、1部）		
11	ポンプ室内照明	（仕様）用途：ポンプ室内照明を新設する		
	Pump Room Indoor Lighting	スイッチ：ポンプ室入口付近に設置すること		
		ランプタイプ：LED		
		器具タイプ：富士型2灯タイプ		
		器具本体材質：鋼板		
		反射板材質：鋼板		
		電源：AC200V		
		付属品：取扱説明書（和文、1部）		
		参考銘柄　NNF42040		
		標準付属品：取扱説明書（和文、1部）	パナソニック	1
12	ポンプ室外照明（常夜灯）	（仕様）用途：ポンプ室外常夜灯を新設する		
	Pump Room Outdoor Lighting	スイッチ：自動点滅器（明るさセンサー）による		
	(All-Night Light)	ランプタイプ：LED		
		器具タイプ：反射笠付型1灯タイプ（防湿・防雨仕様）		
		器具本体材質：鋼板		
		反射板材質：鋼板		
		電源：AC200V		

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

JICA筑波 井水ポンプ更新工事

番　号	機　　材　　名	仕　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
		付属品：取扱説明書（和文、1部）		
		参考銘柄　NNFW21251		
		標準付属品：取扱説明書（和文、1部）	パナソニック	1
13	自動点滅器	（仕様）用途：番号12ポンプ室外照明を周囲の明るさによりON/OFFする		
	Auto-Lighting Switch	点灯照度：20～80lx程度		
		消灯照度：点灯照度の5倍以下		
		電源：AC200V		
		付属品：取扱説明書（和文、1部）		
		参考銘柄　EE6723		
		標準付属品：取扱説明書（和文、1部）	パナソニック	1
14	機器および配管の撤去工事・	（仕様）機材更新および新設に伴う撤去工事と搬出/搬入		
	搬出・搬入	撤去搬出物、搬入物および数量：		
	Removal Work and Carrying Out/	(1) 送水ポンプおよび周辺機材　一式		
	Carrying In Work for Equipments	(2) 水中ポンプおよび周辺機材　一式		
	and Piping Materials	(3) 配管・配電資機材　一式		
		(4) 新設資機材　一式		
				1
15	ポンプ、機器取付工事	（仕様）機材更新および新設に伴う機材の据付		
	Installation Work for Pumps and	作業：		
	Equipments	(1) ポンプ、制御盤および周辺機器取付工事　一式		
		(2) 新設警報装置、警報盤、照明器具、自動点滅器の取付工事　一式		
		(3) 電源盤の取付工事　一式		
				1

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

JICA筑波 井水ポンプ更新工事

番　号	機　　材　　名	仕　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
16	計装・配線工事	（仕様）機材更新および新設に伴う電気系配線工事		
	Instrumentation and Wiring Work	作業：		
		(1) ポンプ、制御盤および周辺機器計装配線工事　一式		
		(2) 新設警報装置、警報盤、照明器具、自動点滅器の配線工事　一式		
		(3) 電源盤の配線工事　一式		
				1
17	送水ポンプ架台	（仕様）用途：送水ポンプを既存基礎から浮かせて水濡れを防止する		
	Pintle Mount for Conveying Pump	材質・構造：上記用途に適合し十分な耐食性を有するものであること		
		サイズ：番号1送水ポンプに合わせて製作する		
		据付：既存コンクリート基礎への据付工事を含む		
				1
18	電源盤	（仕様）用途：ポンプ室内および井戸水中ポンプの電源盤の更新		
	Power Panel	タイプ：室内型		
18	電源盤	電気系統：		
	つづき	①送水ポンプ系統　三相200V		
		②水中ポンプ系統　三相200V		
		③照明機器系統　単相200V		
		④警報装置系統　単相100V		
				1

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

JICA筑波 井水ポンプ更新工事

番　号	機　　材　　名	仕　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
19	配管関連工事	（仕様）ポンプ更新に伴う配管工事		
	Piping Work	作業：		
		(1) 送水ポンプ関連配管（井水槽吸水部、既存埋設管接続含む）　一式		
		(2) 井戸水中ポンプ関連配管（井戸繰出し管、貯水槽への送水管含む）一式		
		(3) 弁類、フレキシブル継手の接続　一式		
		(4) 配管用架台の設置（基礎工事含む）　一式		
				1
20	配管保温材および工事	（仕様）ポンプ室内外の凍結防止保温材および工事		
	Piping Heat Insulating Material	作業：		
	and Insulation Work	(1) 送水ポンプ関連保温材および工事　一式		
		ポンプ室外井水槽吸水部、送水管の埋設管接続部までの管を含む		
		(2) 井戸水中ポンプ関連保温材および工事　一式		
				1
21	ポンプ室床、壁加工工事	（仕様）機材設置、配管のためのポンプ室床、壁の加工		
	Processing Work for	作業：		
	Floor and Wall of Pump Room	(1) 養生　一式		
		(2) 機材設置、配管のためのはつり、穴あけ　一式		
		(3) 穴埋め、補修　一式		
				1
22	試運転調整検査	（仕様）更新および新設した機材が正常に動作するための調整と検査		

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

JICA筑波 井水ポンプ更新工事

番　号	機　　材　　名	仕　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
	Trial Run, Adjustment	作業：		
	and Inspection	(1) 各機材の試運転　一式		
		(2) 水量調整　一式		
		(3) 制御盤設定　一式		
		(4) 警報装置設定　一式		
		(5) 機材ごとの検査手順書に準じた検査　一式		
				1
23	清掃、消耗品	（仕様）ポンプ室等を清掃し環境を整える		
	Cleaning,　Consumables	作業および内容：		
		(1) ポンプ室内清掃　一式		
		(2) 井戸ポンプストレーナーの清掃　一式		
		(3) 工事消耗部材、雑材　一式		
				1
24	産廃処理	（仕様）更新された旧機材および配管の産廃処理		
	Industrial Waste Disposal	作業および内容：		
		(1) 撤去機材　一式		
		(2) 撤去配管配線資材等　一式		
				1
25	諸経費	（仕様）現場雑費、完成図書作成費等		
	Overhead Expense	参考内容:		
		(1) 現場・工事雑費等　一式		

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

JICA筑波 井水ポンプ更新工事

番　号	機　　材　　名	仕　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
		(2) 完成図書作成費　一式		
		【提出図書】		
		①ポンプ室周辺更新部配管図		
		②計装・電気系統図		
		③機器リストおよびカタログ		
		④引き渡し検査手順書		
		(3) その他		
				1